

睦沢町賃借料情報および農作業別標準労働賃金・機械による標準作業料金

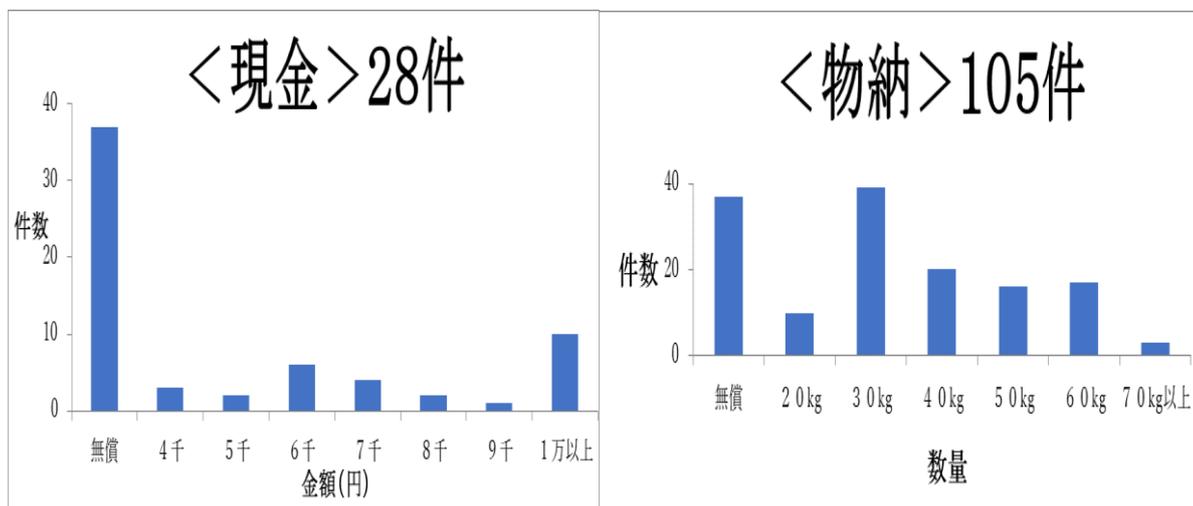
農地法の一部を改正する法律（平成21年6月24日施行）により、今まで利用権設定（小作契約）の時に目安となっていた標準小作料は廃止され、これに代わり、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律上明記されました。

1. 睦沢町の賃借料情報

令和3年1月～12月までに賃借権、使用貸借権を設定したものは、次のとおりです。

田（水稻）

○賃借権（10a当り）



○使用貸借権（無償）37件

※あくまでも、上記期間での情報ですので、最終的な金額、物納については、双方で協議のうえ決定してください。

2. 令和4年睦沢町農作業別標準労働賃金・機械による標準作業料金

次のとおり標準額を定めましたので、農作業委託等の参考とされますようご案内します。

区分		賃料・料金(円)	備考
労賃	田作業・一般	7,800	1日当り8時間
	畑作業・一般	7,500	1日当り8時間
機械による農作業料金	水田耕起(トラクター)	6,200	10a当り 1番耕
	畦塗り(トラクター)	5,000	100m当り
	水田代かき(トラクター)	6,200	10a当り 2回かけ
	植付(田植機)	7,000	10a当り 苗別(側条施肥は別途協議)
	草刈(トラクター)	10,000	10a当り
	刈取・脱穀(コンバイン)	17,000	10a当り 湿田、倒伏田、不整地田などは、その状態により割増料金とする。
	籾運搬	3,000	10a当り
	乾燥・籾すり	2,300	60kg当り 運搬費別
	籾すり	700	60kg当り 籾すりのみ
その他	育苗	870	1箱当り 硬化苗運搬込み

※上記料金は、あくまでも目安です。耕地の条件により異なりますので、双方で協議のうえ決定してください。 ご不明な点等がありましたら、町農業委員会事務局（☎44-2512）、または地元の農業委員、農地利用最適化推進委員にお問い合わせください。